

京都市告示第 33 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

令和4年4月1日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託する徴収事務の内容	委託する期間
公益財団法人京都市生涯学習振興財団	京都市生涯学習総合センター（分館を含む。）の使用料並びに京都市生涯学習総合センター（分館を含む。）、京都市中央図書館（分館を含む。）、京都市右京中央図書館、京都市伏見中央図書館、京都市醍醐中央図書館及び京都市久世ふれあいセンター図書施設におけるコピー機の利用料の徴収	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

(教育委員会事務局生涯学習部)